

流山区画整理事務所から手続きに関するお知らせ

使用収益の開始について

工事が完了し、仮換地が利用可能な状態になると、「仮換地の使用収益開始日の通知」を送付します。記載されている開始日から仮換地の土地利用が可能になります。

地権者の皆様には、通知前に現地にて境界杭の立会確認を行いますので、ご協力をお願いします。

建築行為等の許可申請手続きについて

仮換地の使用収益開始後に、建築物の新築等を行う場合、建築確認申請・地区計画の届出の前に土地区画整理法第76条許可申請の手続きが必要となります。

なお、申請書は当事務所に用意しております。(ホームページにも様式・記入例を掲載しています)

換地処分までの間の住民登録について

町名・地番については、換地処分後に新町名・番地へ移行されますが、それまでの間に住民登録等を行う場合、仮換地の底地番及び街区画地番号を併せて表記していただくことになります。

仮換地の底地番及び街区画地番号は、土地区画整理法第76条許可証交付の際お渡しする「住民登録のお知らせ」に表記してありますので、市役所市民課窓口にて提示いただきますようお願いいたします。

なお、換地処分は平成30年度を予定しています。

権利変動について

①所有権・借地権の変動(売買・相続)、②土地所有者の住所や氏名の変更、③土地の分筆・合筆等があった場合は、必ず当事務所へ権利変動届及び登記事項証明書(登記簿謄本:写し可)の提出をお願いします。

提出がない場合、仮換地指定、補償、課税、換地処分後の移転登記等に支障をきたす恐れがあります。届出用紙は、当事務所に用意しております。(ホームページにも様式・記入例を掲載しています)

お問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

個別の土地に関する第三者からの問い合わせについては、権利者の委任状の提示をお願いしています。

千葉県流山区画整理事務所 〒270-0163 流山市南流山一丁目13番地

(換地等に関すること) 木地区換地課 ☎04-7150-4501

(補償等に関すること) 管理移転課(木地区担当) ☎04-7150-4507

(工事等に関すること) 木地区工務課 ☎04-7150-4503

E-mail nagareku02@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>

※県では、本地区事業の円滑な推進を図るため、(株)URリンケージに移転補償等の業務を委託しています。

※まちづくりだよりは、過去に発行された号も含めて、上記ホームページでご覧いただけます。

第14号

流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業

平成28年 6月20日発行
発行/千葉県流山区画整理事務所
☎04(7150)4501

流山木地区 まちづくりだより



平成28年5月撮影(県道松戸野田線を望む)

土地区画整理審議会(第24・25・26回)開催

「流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会」を開催しました。

第24回【開催日】平成27年12月1日(火)【出席委員数】11名

【議題】保留地の設定、仮換地の指定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

第25回【開催日】平成28年3月4日(金)【出席委員数】14名

【議題】保留地の設定、仮換地の指定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

第26回【開催日】平成28年5月25日(水)【出席委員数】14名

【議題】評価員の選任、保留地の設定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

千葉県